(カ)　北緯二五度四一分一五秒　東経一三〇度四四分五二秒
(キ)　北緯二四度五三分一五秒　東経一三〇度〇三分五二秒
実施艦　自衛艦十三隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百五号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。
令和八年四月八日
防衛大臣　小泉進次郎
日時　令和八年四月十五日の一一〇〇から一八〇〇まで
区域　沖縄島南東方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(カ)の二地点を結んだ線により囲まれる海陸面並びにその上空で海面高から高度一五、二四〇メートル以下までの間
(ア)　北緯二四度二三分一五秒　東経一三〇度四七分五二秒
(イ)　北緯二五度二六分一五秒　東経一三一度四一分五二秒
(ウ)　北緯二五度一三分一五秒　東経一三二度三〇分五二秒
(エ)　北緯二四度〇〇分一六秒　東経一三二度五九分五二秒
(オ)　北緯二四度〇〇分一五秒　東経一三一度二二分三八秒
(カ)　北緯二四度〇七分三三秒　東経一三一度一〇分二五秒
実施艦　自衛艦十三隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百六号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。
令和八年四月八日
防衛大臣　小泉進次郎
日時　令和八年四月十五日の〇六〇〇から一八〇〇まで
区域　野島埼南方の次の(ア)から(キ)までの七地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(キ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空。ただし、(ウ)及び(ク)を結んだ線から南側は海面から高度一五、二四〇メートル以下並びに(ウ)及び(ク)を結んだ線から北側で(イ)及び(ケ)を結んだ線から南側は海面から高度四、五七二メートル以下並びに(イ)及び(ケ)を結んだ線から北側は海面から高度三、六五八メートル以下までの間
(ア)　北緯三四度三五分一二秒　東経一四〇度一六分四八秒
(イ)　北緯三四度一八分二三秒　東経一四〇度三三分〇六秒
(ウ)　北緯三四度〇八分一八秒　東経一四〇度四六分五一秒
(エ)　北緯三四度〇一分五九秒　東経一四〇度五七分〇一秒
(オ)　北緯三三度五七分〇七秒　東経一四一度〇五分一四秒
(カ)　北緯三三度三四分二九秒　東経一四〇度二五分四七秒
(キ)　北緯三四度三一分一二秒　東経一四〇度〇七分四八秒
(ク)　北緯三三度四七分〇六秒　東経一四〇度二一分五〇秒
(ケ)　北緯三四度一一分二一秒　東経一四〇度一四分〇九秒
実施艦　自衛艦十隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百七号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。
令和八年四月八日
防衛大臣　小泉進次郎
日時　令和八年四月十七日及び同月十八日（予備、同月十九日）の毎日〇八〇〇から一七〇〇まで
区域　五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる海面及びその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間
(ア)　北緯三二度二〇分一二秒　東経一二九度〇九分五二秒
(イ)　北緯三二度四七分一二秒　東経一二八度四五分五二秒
(ウ)　東経一二八度四五分五二秒　北緯三二度〇九分五二秒
(エ)　東経一二九度〇九分五二秒　北緯三二度二〇分一二秒
実施艦　自衛艦九隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百八号

自衛隊法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十号）第八十七条の規定により、漁船の操業の制限等に伴う損失補償を行う期間及び損失補償申請書を提出すべき時期をそれぞれ次のように定める。
令和八年四月八日
防衛大臣　小泉進次郎

漁船の操業を制限し、又は禁止した区域の名称	損失補償を行う期間	損失補償申請書を提出すべき時期
静内対空射撃場水域（北海道日高郡新ひだか町静内浦和地先）	令和八年二月二十日から同年四月十五日まで	令和八年四月十六日から同年七月十五日まで
（令和七年防衛省告示第百二十二号）		

○東北地方整備局告示第七十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、令和八年四月八日から二週間一般の縦覧に供する。
令和八年四月八日
東北地方整備局長　西村　拓
(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　四十七号及び百八号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
大崎市鳴子温泉字馬場十五番一から同市鳴子温泉字馬場四九番六まで	前	一七・五五～一八・七一メートル	〇・一一一キロメートル
	後	一八・四八～二〇・八二メートル	〇・一一一キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

○東北地方整備局告示第七十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、令和八年四月八日から二週間一般の縦覧に供する。
令和八年四月八日
東北地方整備局長　西村　拓

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十七号及び百八号	大崎市鳴子温泉字馬場十五番一から同市鳴子温泉字馬場四九番六まで	東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

供用開始の期日　令和八年四月八日